

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する抗議決議

去る11月19日午前5時25分ごろ、那覇市の国道58号泊交差点において、米軍公用車のトラックと、右折しようとしていた軽トラックが衝突し、運転していた那覇市の男性会社員が死亡する事故が発生した。

米軍公用車を運転していた在沖米海兵隊員の呼気からは基準値の約3倍を超えるアルコールが検出され、同日、那覇署に逮捕された。

本村議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米海兵隊員による事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

特に今回、公用車が公務外に使用されているという状況も鑑みると、米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ず、米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、遺族に対する補償などについて誠実に対応すべきである。

よって、本村議会は、住民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと
- 2 在沖米海兵隊の早期の国外、県外の移転を行うこと
- 3 在沖米軍人・軍属による凶悪犯罪等に対し、司令官及び上司の更迭を図ること
- 4 沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること
- 5 日米地位協定の抜本改定を行うこと

上記のとおり決議する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

駐日米国大使
在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官
第3海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事